

フィリピン/ベトナム/インドネシア/ネパール/ミャンマー/中国の国籍を有する志願者各位※

【本情報は 2025 年 3 月現在のもので、今後厚生労働省からの通知に従い、随時更新します】

「入国前結核スクリーニング」制度について

1. 概要

対象者（※以下 2. に記載）は、合格した後の入学手続の際の在留資格認定証明書（以下、COE）の申請時に、通常の申請書類に加えて、結核を発病していないことを証明する「結核非発病証明書」の提出が追加で求められます。

制度の詳細については、以下の厚生労働省の以下の WEB サイトをご確認ください。

◇[入国前結核スクリーニングの実施について Japan Pre-Entry Tuberculosis Screening \(JPETS\)](#)
◇[入国前結核スクリーニング特設サイト](#)

2. 対象者

原則	以下のすべての条件に該当する場合、JPETS の受検が義務付けられます： - 日本に 3 ヶ月以上滞在するための COE（再申請を含む）を申請する者。 - 厚生労働省が指定する下記の表の結核検査対象国※の国民。
例外	・結核検査対象国の国民であるが、現在他の国に居住している者（結核検査対象国以外の国または地域における居住証明（在留資格証明書等）を提出できる場合に限る）。 ・大使館推薦による国費留学生 ・スクリーニング対象国の国籍と合わせて日本国籍を持つ者（二重国籍者）

※結核検査対象国と導入スケジュールは以下の通り。

スクリーニング対象国	「結核非発病証明書」提出義務付け開始日
フィリピン・ネパール	2025/6/23～
ベトナム	2025/9/1～
インドネシア・ミャンマー・中国	後日発表 (上記 JPETS サイト で確認してください。)

3. 必要な手続き

- ・自国内の「[指定健診医療機関](#)」にて結核スクリーニングを受診し、「結核非発病証明書」を受領してください。
入手した「結核非発病証明書」は、他の COE 申請書類と合わせて所定の提出期限・方法でご提出ください。
- ・必ず**出願開始日以降、COE 申請書類提出までの期間**に受診してください。
 - ※ 受診日が早すぎると、COE 申請時に有効期限が切れてしまう恐れがあるため、必ず上記指定期間内に受診してください（「結核非発病証明書」の有効期限は 180 日です）。
 - ※ 受診が遅すぎると、発行に時間を要し、書類提出期限までに証明書が取得できない恐れがあるため、余裕を持って受診してください。

4. 結核に感染していることが判明した場合

- ・結核に感染し「結核検査証明書」を取得できない場合、早急に早稲田大学日本語教育研究センター（cjl-ao@list.waseda.jp）に連絡してください。
- ・本日本語教育プログラムでは、結核感染のため「結核検査証明書」を取得できず、日本に入国できない場合でも、入学時期をずらすことはできません。プログラム期間によって対応が異なりますので、次の表を確認してください。

半年プログラム	・ビザの取得ができないため入学辞退として取り扱います。
1 年プログラム	・後半学期開始 3 ヶ月前までに「非発病証明書」が取得できた場合、後半半年間の入学を認めます。 ・後半半年間の入学をする場合、入学時期が変更になり、在籍期間が半年となる半年プログラムへの入学となります。そのため、聴講料は、在籍する学期の半年プログラム聴講料となります。

- ・結核を発病し日本に入国できないことが入学直前に判明した場合、その後の計画に大きな影響を及ぼすことになります。そのため、COE 申請用とは別に、早い段階で一度結核の検査を受診して、ご自身が発病者でないことを確認してから出願のステップに進むことを強くお勧めします。

以 上